

すこと。

其後上記方針(三)に基き明治三十二年六月十四日勅令第二百五十一號を以て、條約上實施期日を明記して居ない英・伊・露・丁・獨・白・西・蘭・瑞西・瑞諾の十ヶ國との條約は明治三十二年七月十七日より佛・墺二國との條約は八月四日より夫々實施する旨を公布した。

越えて明治三十二年七月一日改正條約實施に關し左記記念すべき優渥なる勅語が渙發せられた。

朕祖宗ノ遺烈ニ賴リ紀綱ヲ振ヒ治化ヲ施キ内國運ノ隆昌ヲ致シ外列國ノ交誼ヲ敦クスルコトヲ得タリ而シテ朕カ年来ノ宿望タル條約ノ改訂ハ規畫ヲ悉シ交渉ヲ果ネテ竟ニ締盟各國ト妥協ヲ遂クルニ至ル茲ニ其ノ實施ノ期ニ迫ヒテ帝國ノ責任重キヲ加フルト共ニ列國ノ和親愈々其ノ基礎ヲ鞏クシタルハ朕カ中心ノ欣榮トスル所ナリ

朕ハ忠實公ニ奉スルニ厚キ臣民ノ深ク朕カ意ヲ體シテ開國ノ國是ニ恪遵シ億兆心ヲ一ニシテ善ク遠人ニ交リ國民ノ品位ヲ保チ帝國ノ光輝ヲ發揚スルニ努メムコトヲ庶幾フ

朕カ在廷ノ臣僚ハ朕カ爲ニ新條約ヲ施行スルノ責ニ任シ百官有司ヲ飭シ慎重措置中外臣民ヲシテ均シク其ノ惠澤ヲ享ケテ憾ナカラシメ以テ列國ノ和好ヲ永遠ニ鞏固ナラシメムコトヲ期セヨ

同日首相及文部・陸軍・遞信の各相より、改正條約實施に當り我が權利を正確に保持すべきは勿論なるも外人の權利を保全し彼等が安んじて國內に居住し得る様努むるは政府の責務にして、又國民の義務なるを以て能く聖意の在る所を體し注意すべきことの趣旨を夫々管下の學校・軍隊・交通機關等に對し訓令が下され、各地方官に對しては既に前年八月九日板垣内相より内地雜居後外國人の接遇に對し宏量、寛懷、好情、友意を以てすべきことを諭告した。蓋し政府としては本邦又は亞細亞諸國の歴史上劃期的なる外國人の内地雜居であるから、安政開國以來の沿革に鑑み、排外分子の活動により不慮の事件の惹起することなき様最善の注意を爲なければならなかつたのである。

因に陸奥改正條約實施當時帝國在留外國人の總數は外務省の調査では一萬十五人であつて其の内條約國人は英國人千七百六十三人、米國人千四百四十人、獨逸人四百八十七人、佛國人四百二十人、露西亞人二百十四人、葡萄牙人百二十四人、瑞西人六十九人、墺白國人六十六人、和蘭人六十一人等なるに對し清國人五千二百九十七人、韓國人百九十六人であつた。

註1 條約改正關係大日本外交文書追録參照

## 第二節 改正條約に伴ふ義務の履行

### 第一款 重要諸法典の實施

**法典の實施** 陸奥改正條約に於ては之が實施一ヶ年前に帝國政府に於て實施を要すべき重要法典の何たるやは明示せず交換公文に於ては既に發布せし各法典中未實施のものを實施すべしとのみ掲げて居るが明治十九年井上條約改正會議以來の沿革に基き裁判所構成法、刑法、治罪法(刑事訴訟法)、民法、商法(海上法・爲替・手形及破産法に關する法律を含む)、民事訴訟法の六重要法典を包含すべきものであつた。(註 第四章第四節參照)而して是等諸重要法典中刑法は明治十五年一月一日井上條約改正時代既に公布實施せられ、刑事訴訟法及裁判所構成法は明治二十三年十一月一日即ち第一回帝國議會開會以前大隈條約改正時代に公布實施せられ又同様民法中財産、財産取得、擔保、證據の四編、商法及民事訴訟法は明治二十三年三月二十七日法例、民法中財産取得編の殘部(第十三章及第十四章)及人事編は明治二十三年十月六日公布、内商法及民事訴訟法は明治二十四年一月一日其の他の法典は何れも明治二十六年一月一日を以て實施期とした。蓋し後者の實施期は大隈條約の規定と一致せんが爲めであつた。

然るに大隈條約改正踉蹌後第一帝國議會以後に於ては明治二十三年公布の民法及商法は主として外國法律顧問の手により編纂せられた爲め本邦國狀に適しないものありとし優に根本的修正を爲すべき議論強硬となつた。而して明治二十五年第三帝國議會に於ては榎本外相及山田法相等の反對を押し切つて民法、商法の實施期を明治二十九年十二月三十一日迄延期すべき法律案を可決し、更に明治二十九年の第九帝國議會に於て民法中人事編、商法（會社・手形・破産に關する部分を除く）、法例に付て明治三十一年六月三十日迄之が實施を延期したのである。依て明治二十六年三月二十二日伊藤内閣は有力なる法典調査會を設立し民法、商法等の根本的修正に當らしめ該調査會の努力により政府は明治三十一年七月十六日改正條約實施通告期迄に略々重要法典の編纂實施を完了し得たことは既に概説中に述べた通りである。其の他既述のものの上記重要法典に關聯する附屬法典としては其後明治三十二年二月八日法律第十五號として供託法を、二月二十四日法律第二十四號を以て不動産登記法を、同日法律第六十四號及六十五號を以て府縣制及郡制を公布實施した。

## 第二款 條約規定に基く外國人に對する諸物權の確保

**外人の物權** 陸奥改正條約に於ては内地雜居に對する國內の反對を緩和する爲め井上、大隈兩條約案と異り外國人に對し一切土地所有權を享有せしめないこととした爲め、諸外國殊に獨・佛・奧三國政府は交渉中外國人に對し土地所有權を附與しない以上之に代へて廣汎な程度に物權を確保すべきを要求した。之が爲め帝國政府は獨逸政府に對しては附屬議定書又は交換公文を以て

- (一) 獨逸國民に對し不動産抵當權
- (二) 長期の借地權及地上權を附與し、又

(三) 土地に關する賃借權に對し登記により物權の性質を附せしめ得ること及び

(四) 日本法人たる商事會社は獨逸人が加入する場合にも土地を所有し得べきことを保證するに至つた。佛・奧との條約にも上記(一)乃至(三)に付略々同様趣旨の公文が交換せられた。

然るに改正民法第二條に於ては外國人は法令又は條約に反對の明文なき限り内國民と等しき私權を享有すと規定せられ、而して外國人が内國民と等しく永小作權、地上權等を享有し得ることに付ては本邦に於て何等之に反對するの法令なきが故に特に新立法を爲すの必要がなかつた。然るに不動産抵當權確保に付ては明治五年及明治六年の達に於て外國人に對しては「土地又は地券等の書入」することを禁じ、又「地券のみたりとも外國人へ賣買質入書入等」を爲すことを禁ずと規定せると扞格するのである。依て明治三十二年三月十六日法律第六十七號を以て外國人の抵當權に關する法律公布せられ、抵當權者が抵當權の目的たる權利を有することを得ざる場合に於ける増價競賣に關し民法第三百八十四條第二項に代るべき規定を定め、土地所有の能力なき外國人も土地に對し抵當權を有し得べきことを明確にした。

又上記(三)に付ては民法第六百四條に於て不動産の賃借權は二十年と爲し、更に更新し得べきを定むる外第六百五號には登記により之に物權の效力を付し得べきを規定したるに付條約規定に適合し得た。更に(四)に付明治三十一年八月二十三日付神戶法政局長官より小村外務次官宛宛を以て外國人は本邦法律上原則として株式を所有することを得、但し明治九年國立銀行條例第三十五條、同十五年日本銀行條例第五條、同二十年橫濱正金銀行條例第五條、同二十六年取引所法第十一條を除くものと解し差支なきやを問合せ來つたに對し、明治三十一年十月一日付鳩山外務次官より改正條約實施前には外國人は如上權利と雖ども居留地外に於て有せざるべきを回答したが、右は間接に改正條約實施後外國人は除外例の場合を除き何等支障なく本邦法人たる會社の株式を有し得べきを承認したものであらう。

## 第三款 外國人に對する永代借地權の尊重

永代借地權 日英條約第十八條等に於ては外國人が舊居留地内に於て保有するところの永代借地權は其の儘之を尊重すべきことを約し、更に對獨及對奧條約改正の際締約國民が改正條約實施前又は實施後に得たる既得權は之を尊重すべき趣旨の公文が交換せられた。本邦政府は右改正條約の規定及交換公文の規定に遵由する爲め改正民法施行法第四十五條及第六十條に於て「外國人又は外國法人の爲めに設定したる地上權、土地の貸借は條約又は法令に別段の規定の定めなき場合に限り民法の規定を適用す」と規定し、更に明治三十二年三月二十日法律第七十一號を以て外國人又は外國法人の物權登記に關する件を公布し、「外國人又は外國法人が改正條約實施前に爲したる不動産又は船舶に關する物權の得喪及其の變更に付登記を爲すべき場合及其の登記の手續に付ては勅令を以て別段の規定を設けることを得」と定めた。次いで右法律第七十一號に基き明治三十二年七月六日及七日勅令第三百二十九號及第三百三十三號を以て「外國人又は外國法人が不動産に關し改正條約實施前に適法に取得したる權利を第三者に對抗し得べきものなる場合に於て右期日前に其の登記あらざりしときは其の期日より一年内に登記を爲すに非ざれば第三者に對抗するを得ず」と定め、又永代借地權を地上權の一種と認め登録税として賣買代金の百分の二を支拂ふべきものとした。

右帝國政府の措置に對し先づ明治三十二年七月二十一日付青木外相宛を以て駐日サトウ英國公使より抗議書が來た。右登録税の納付を要すること及永代借地權を第三者に對抗する爲めには地上權の一種として登録を必要とするとは改正條約に於て永代借地券に記載せられたる以外何等の條件を課せずとの規定に背くものとなすのである。右抗議書に於て英國公使は條約規定上右登記料は免除せられたきこと、永代借地は永代借地其の者として登記したきこと、及登記の期日を延期せられたき旨をも申入れた。其の結果前記勅令第三百二十九號は同年十二月二十七日付勅令

第四百五十八號を改正せられ、後者第一條に於ては「外國人居留地に設定したる地上權（永代借地權）の移轉ありたるときは其土地所在地を管轄する地方廳に於て地券に其の旨を記載するに非ざれば第三者に對抗するを得ず」と改め、又同條第四項には外國人は永代借地以外の不動産に付てのみ登記を要し且つ右登記の期日は明治三十三年十二月三十一日迄延期することとした。然るに英國臨時代理公使ホワイトヘッド James Beethom Whitehead は明治三十三年五月二十三日付を以て右改正勅令第四百五十八號に對しても反對した。其理由は右勅令に於て依然永代借地權を以て一種の地上權と見做し民法の規定を適用すること、又神奈川縣廳に於ては土地に對しては無手数料にて登録を爲すも家屋に對しては同勅令により無料にて登録するの權限なしと主張するところ、英國人は家屋も亦永代借地券により保有せらるる財産の一部を構成するものと見做し居るに付同條第四項により登記料を納付すべきものに非ず、從て上記勅令による登記期限を本紛争の結着迄更に延期せられたいと申入れたのである。右に對し同年十二月十日付を以て加藤（高明）外相より同勅令第一條第四項の下に外國人が登録を要するのは永代借地權其のものでなく永代借地權上に設定した先取特權、質權、抵當權及賃借權等の權利並に建物の所有權、先取特權、質權等であつて改正條約實施以前に於て第三者に對抗することの出來たものに限つて居るから登記期限を猶豫する必要ないと回答した。

永代借地權は民法上の地上權ではなく條約によつて設定した特別の物權であるとし、又右條約上現狀維持を約せられる永代借地權の目的は本邦主張の如く土地に限定せず其上に建設せられた家屋も包含するものであるとの主張は英國政府のみでなく、獨、佛、蘭等他の條約關係政府の一致するところであつた。依て是等本邦に於ける外交代表者は大體英國公使と同一の態度を採つて本邦政府の措置に對し抗議を提出して來た。茲に於て帝國政府は前記登録税問題に關する紛争解決は之を他日に譲り不取敢永代借地權の確保に關し特に立法手續を採ることに決定し、外務、司法兩省及法制局協議の結果議會の協賛を得て明治三十四年九月二十日第三十九號を以て外國人永代借地權に關する法律を

公布し、其の第一條にて「政府の永代借地券を以て外國人又は外國法人の爲に設定したる永代借地權は之を物權とし民法中所有權に關する規定を準用す」「永代借地權は民法の規定に従ひ他の權利の目的たることを得」「地券、條約又は法令に別段の定めある場合には前二項の規定に適用せず」と規定し、附則を以て民法施行法第四十五條の規定は之を廢止することとした。同時に同年九月二十一日の勅令第百七十九號を以て外國人の永代借地權を帝國臣民が取得した場合には爾後之を土地所有權に更改すべきことを定めた。右勅令に對しては去る明治三十三年七月七日勅令第三百三十三號を以て同趣旨が規定せられたるに對し、在本邦獨逸ライデン公使より九月二十日付を以て右は日獨改正條約附屬外交文書第三號の規定に反するものであるとし抗議して來たが、十一月十五日付を以て青木外相は之に反對するの回答を送り以後同勅令通り實行した。

前記の通り明治三十四年法律第三十九號により本邦政府は永代借地權は條約により設定せられた土地所有權に近き物權と承認するに至つたが、

- (一) 其の内容中には土地のみならず其の上に設定せられた家屋をも包含するものなりや、又
  - (二) 其の地券又は條約により確保せらるる課税免除の範圍は國税のみならず府縣稅等をも包含するものなりや
- に付ては依然として本邦政府と外國政府との間に見解一致しなかつた。從て外國人は永代借地權上に設置しある家屋に對して別に登錄することを拒み、亦右家屋を目的とし又は之を標準として定むるところの一切の國税の納付を拒絕するのみならず永代借地券により確保せられる土地及其の上の家屋を目的とし又は之を標準として定められる一切の地方税の納付を拒絕するに至つた。

依て明治三十五年三月十五日乃至三月二十日の間に於て小村外相は英、佛、獨、蘭四國公使に對し「本件は専ら條約の解釋問題であつて締盟國の一方が他の一方を排して専ら自己の見解のみを主張するの權利なきは帝國政府の認む

るところである仍て本案係争の論點を不偏不黨なる仲裁裁判に附するは帝國に於ても承諾する」と申入れ其後仲裁裁判に附すべき事項に付關係國と協議を進め帝國政府に於ては差當り右の中家屋稅問題のみを英・獨・佛三國を相手として仲裁裁判に附することに決し、之が爲め明治三十五年八月二十八日小村外相と英・佛・獨三國公使との間に仲裁裁判議定書が調印せられた。右議定書は其の前文に於て改正日獨條約第十八條第四項、同日付附屬公文第三號、改正日佛條約第二十一條第四項、及改正日英條約第十八條第四項の解釋に付當事國の間に紛争を生じ右紛争は通常の外交手續により處理すること能はざりしに因り海牙國際紛争平和的處理條約の共同記名國たる日・獨・佛・英四國は本係争點を同條約の規定に依準し公平なる仲裁裁判に附することに決したりと記し、後第一條乃至第九條に仲裁裁判手續を定めた。而して仲裁裁判官としては帝國よりは海牙常設仲裁裁判官たる駐佛本野（「郎」）公使を、獨・佛・英三國よりは三國間に抽籤を行つた結果佛國外務省法律顧問海牙常設仲裁裁判官ルノール博士を、又右仲裁裁判長としては本野、ルノール兩裁判官に於て協議の上前諸威國國務大臣海牙常設仲裁裁判官グラム博士を選任した。而して同仲裁裁判に對する本邦委員として宮岡（恒次郎）辨理公使海牙に派遣せられ、顧問としては佛國法學會に盛名あるデカム博士を囑託することとした。同仲裁裁判所に於ては本邦側及三國側より各厩大なる陳辯書及答辯書を提出せしめた後明治三十八年五月二十二日海牙に於て判決があつた。右判決に於ては改正條約調印の當局者は當時日本外國人居留地に行はれたところの泰西諸國同様の法律觀念に基き土地と家屋とは不可分なりとの見解の下に當該規定を設けたるものと見做さるべく、從て是等諸協定は「獨り日本政府より又は其名を以て發給せられた永代借地券に依り保有せられたる土地を租税より免除したるのみならず該土地竝に該地上に現に築造せられ若くは將來築造せらるべき一切の建物に對しても該地券に規定したるものの外一切の租税、賦課金、取立金及條件を免除したるものとす」と爲し完全に本邦側の主張が敗訴となつた。尤も本野裁判官は之に對し絶対に不同意の旨を判決書に記名した。

次に參考の爲め海牙仲裁當時に於ける在本邦永代借地の状態は次表の通りである。<sup>1)</sup>

註1 外國人の永代借地權に關する交渉始末明治四十二年八月條約改正調査報告(外務省編)參照

(參考)

外國人保有の永代借地表

備考 本表は明治三十六年度に於て家屋稅仲裁判事件の際取調べたる各居留地の坪數、地所の現價、借地料年額等の見積表とす。又括弧内坪數及借地料額は陸奥條約實施當時に於ける見積額とす。

尙新潟、夷、函館の三箇所には外國人居留地なるものを設けざるも新潟、夷は慶應三年十一月「新潟及佐洲夷港外國人居留取極第七條」により開港せられ、函館は安政條約により開港せられたる後外國人に對し臨機無代價にて永代借地を許せるものとす。而して現行條約實施當時の右三港内に於て外國人の保有せる永代借地の面積五千七百九十九坪、右借地料總額千百三十三圓とす。

| 居留地名 | 坪數                                                                              | 地所の現價又は市場價格見積圓 |                          | 借地料額圓 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------|-------|
|      |                                                                                 | 坪              | 圓                        |       |
| 横濱   | 一二八、四五八、七〇<br>(二九、〇六三、〇〇)                                                       | 八、三四九、八一五、五〇   | 三五、九三三、七七<br>(三六、一五〇、〇〇) |       |
| 備考   | 元治元年十一月二十一日・英・米・佛・蘭四國政府と交換せる「横濱居留地覺書」により設定し、當時の面積約十萬坪なりしが、同年十二月十九日の覺書により之を擴張せり。 |                |                          |       |
| 山手   | 一九五、七九五、七五<br>(一九七、二七一、〇〇)                                                      | 二、二四九、五四九、〇〇   | 一三、四七五、五一<br>(一三、六五二、〇〇) |       |
| 長崎   | 慶應二年「横濱居留地改造及競馬場、墓地等約書」第十條により設定せるものとす。                                          |                |                          |       |
|      | 九一、一九六、七七<br>(一〇五、〇四一、〇〇)                                                       | 一、五〇七、五七九、四五   | 一七、七三五、九三<br>(一八、〇八六、〇〇) |       |
| 兵庫   | 三八、八二五、三一<br>(四〇、二六六、〇〇)                                                        | 三、三〇〇、一五一、三五   | 二、四八四、〇〇<br>(二、九一五、〇〇)   |       |
| (神戸) |                                                                                 |                |                          |       |

|    |                         |            |                        |
|----|-------------------------|------------|------------------------|
| 大阪 | 九、〇九八、四七<br>(一〇、四一四、〇〇) | 三六三、九三八、八〇 | 二、九二五、一六<br>(三、三四八、〇〇) |
|----|-------------------------|------------|------------------------|

兵庫及大阪居留地は慶應三年四月の「兵庫港並大阪に於て外國人居留地を定むる取極」、明治元年八月七日の「大阪兵庫外國人居留地約定書」、及「兵庫大阪外國人居留地々所雜賣箇條」により設定せられ其後明治元年八月二十三日兵庫縣知事と米・蘭二國領事との間に「神戸居留地覺書」交換せられ、同十九年五月二十日大阪府知事と各國領事との間に「大阪外國人居留地取擴約約定書」及「大阪外國人居留取擴地雜賣箇條」を協定せらる。尙本表以外神戸に於て「雜居地」なるもの慶應四年三月三十日伊藤縣知事と各國領事との約定に基き設定せられ右雜居地に於て外國人保有の永代借地面積(山手、山下共)八千六百三十一坪餘、(借地料額年一坪四十五錢)に上り此の他個人より外國人に賃貸せし面積三萬坪乃至四萬坪に達す。尤も雜居地内居住の外國人は内國人同様行政費を負擔せり

|     |                          |               |                        |
|-----|--------------------------|---------------|------------------------|
| 東京  | 二五、一七八、六四<br>(二九、一九一、〇〇) | 六七、〇〇三、〇〇     | 七、三八五、五四<br>(八、五〇九、〇〇) |
| 合 計 | 四八八、五五三、六四               | 一六、五四一、〇三七、一〇 | 九九、九四一、九三              |

第四款 外國人に對する工業所有權及版權の保護

工業所有權及版權保護 外國人に對する發明、見本、雛形商標、製造標及商號の保護に對し相互的基礎の下に國民待遇を附與することは改正日英條約第十七條等に於て規定するところである。同條に該當する改正日獨條約の規定は同條第二十一條末項により批准交換後即時に實施することを規定した。右に關する法權問題に付條約調印後日獨兩國政府間に異議を生じ幾多交渉を重ねたが結局工業所有權に關する限り同條實施と同時に我裁判權を回復すべしとの主張行

はれず之れが解決を他日に譲ると共に日獨條約同様の待遇を英國其の他の條約國にも均霑するに至つたことは既述の通りである。本邦に於ては是等工業所有權の保護及版權の保護に付ては既に明治十八年四月十八日太政官布告第七號を以て專賣特許條例布告せられ、次いで明治二十一年十二月十八日及二十二年二月一日より實施の意匠及商標條例存在せるに付明治二十九年十一月十八日獨條約批准交換以後獨逸國民等に之を適用するに至つた。更に日英條約附屬議定書第三節等に於ては本邦は改正條約實施前に工業所有權及版權同盟に加入すべきことを規定して居るから帝國政府は右規定に従ひ明治三十二年四月十八日を以て一八八三年(明治十六年)三月二十日工業所有權萬國同盟及一八八六年(明治十九年)九月六日のベルン版權同盟に加入した。而して前者に付ては右萬國條約の規定に適合させる爲め明治三十二年三月一日特許法、意匠法、商標法が法律第三十六號乃至第三十八號として公布實施せられ、後者に付ては既に明治二十六年第五帝國議會を通過した同年四月十三日法律第十六號の公布實施せられ居るものを以て充分とした。

### 第五款 特別輸出入港の廢止

**貿易港増進** 明治九年十月第二百二十九號布告を以て對馬國主宗氏に依る對韓貿易の獨占を廢止し一個人に之を許すと共に内地貿易同様無税にて輸出入することを許したが、明治十六年十二月第四十號布告を以て對韓貿易をも一般外國貿易同様税關の管理に歸せしめ、從來の關係上嚴原・下ノ關・博多の三港に限り日本船舶に限り朝鮮との輸出入貿易を許可した。次いで明治二十三年三月勅令第五十四號により朝鮮貿易に對し對馬國佐須奈・鹿見の二港を、明治二十六年法律第十三號を以て浦鹽斯德及朝鮮貿易に對し丹後宮津港を明治二十七年五月法律第二號を以て露領沿海州薩哈連島及朝鮮の貿易に對し伏木・小樽兩港、同年同月法律第三號を以て清國貿易に對し那覇を特別貿易港として本邦船に對してのみ貿易を許すこととし、之より先明治二十二年七月法律第二十號を以て四日市・下ノ關・博多・門司・口ノ津・

新潟・三角・伏木・小樽・釧路・室蘭の十一港を特別輸出港として本邦船舶又は外國船にして帝國臣民に備船せられたものに限り米・麥・麥粉・石炭・硫黃の五品を限つて海外に輸出し得ることとし、更に明治二十九年法律第十八號を以て本邦船のみに對し外國貿易の爲め博多・唐津・口ノ津・敦賀・境・濱田・清水・四日市・七尾・三角の十港を開いた。然るに右の如く本邦船のみに對し條約を以て開放せる所謂五港以外に外國との貿易を許すことは假りに其の貿易地域又は輸出入品を限定するも對獨條約交渉の際議論を生じたところであつた。之が爲め條約中開港に關する條約中の字句を修正せることは既述の通りである。依て明治三十二年七月十二日付勅令第三百四十二號を以て從來の特別貿易港、特別輸出港制度を廢止し是等諸港は舊五港と等しき一般外國貿易港と變更し、七月十七日以後内外國貿易船は等しく輸出入の爲め出入し得べきこととした。其後糸崎をも外國貿易港として追加した。

## 第三節 改正條約に伴ふ權利の實行

### 第一款 關稅定率法、關稅法、噸稅法等の實施

**關稅定率法其他の實施** 所謂稅權回復の對照たるところの本邦國定稅率を定めた關稅定率法は松隈内閣により明治二十九年第十帝國議會に提出せられ其の協賛を得て明治三十年三月二十六日法律第十九號として公布、明治三十二年一月一日より實施せられた。右關稅定率法實施前に成立せる英・獨・佛・澳との協定稅率も同日付外務省告示第十六號を以て同時に實施すべきを公示した。即ち夫れ丈け本邦國定稅率は實施當時より減率せられて居たのである。同定率法第一條に於ては外國より輸入する物品にして附屬稅表第一種に屬するものは同表所載の從價率により輸入稅を課し、第二種に屬するものは輸入稅を免じ、第三種に屬するものは輸入を禁ずと定め、